



# 高等教育の修学支援新制度の学業要件って何？

令和7年度から  
要件が変更に  
なります。



支援の継続に当たっては、一定の学修意欲と学修成果を測る要件を満たす必要があります！



## 具体的な要件

※★はこれまでから変更となる要件(変更内容については裏面参照)

### 警告(支援は継続)となる要件

- ・出席率が8割以下  
⇒半期15回の授業のうち欠席が3回以上
- ・修得単位数が7割以下★  
⇒単位数が、  
1年生……21単位以下  
2年生……43単位以下  
3年生……65単位以下  
4年生……86単位以下  
(卒業に必要な単位数が124単位の場合)
- ・GPA(成績評価)が、  
所属する学部等の下位4分の1

### 廃止(支援打ち切り)となる要件

- ・修業年限内で卒業・修了ができないことが確定
- ・出席率が6割以下★  
⇒半期15回の授業のうち欠席が6回以上
- ・修得単位数が6割以下★  
⇒単位数が、  
1年生……18単位以下  
2年生……37単位以下  
3年生……55単位以下  
4年生……74単位以下  
(卒業に必要な単位数が124単位の場合)
- ・警告要件に2回連続で該当  
※2回目の警告がGPA要件のみの場合は、  
支援打ち切りではなく、次の判定まで支給停止



ちゃんと出席して、単位を取って、成績が上位4分の3なら大丈夫なんだね。でも、自分や家族が病気になったときとかに、授業を受けられなくて、支援を受けられなくなるのだとしたら、安心して進学できないなあ。

思いがけないことが起こるなど事情がある場合は、要件を満たさなくても打ち切り等にはなりません！





## 令和7年度からどう変わるの？



### 警告(支援は継続)となる要件

- ・出席率が8割以下【変更なし】  
⇒半期15回の授業のうち欠席が3回以上
- ・修得単位数が6⇒7割以下★  
⇒単位数が、  
1年生……18⇒21単位以下  
2年生……37⇒43単位以下  
3年生……55⇒65単位以下  
4年生……74⇒86単位以下  
(卒業に必要な単位数が124単位の場合)
- ・GPA(成績評価)が  
所属する学部等の下位4分の1【変更なし】



### 廃止(支援打ち切り)となる要件

- ・修業年限内で卒業・修了ができないことが確定【変更なし】
- ・出席率が5⇒6割以下★  
⇒半期15回の授業のうち欠席が8⇒6回以上
- ・修得単位数が5⇒6割以下★  
⇒単位数が、  
1年生……15⇒18単位以下  
2年生……31⇒37単位以下  
3年生……46⇒55単位以下  
4年生……62⇒74単位以下  
(卒業に必要な単位数が124単位の場合)
- ・警告要件に2回連続で該当【変更なし】  
※2回目の警告がGPA要件のみの場合は、  
支援打ち切りではなく、次の判定まで支給停止

令和6年度以前から在学している方も、令和7年度からは、この要件が適用されます。



本制度の詳細についてはHPもご覧ください！



# 大学等の無償化 子ども3人以上の世帯への支援を拡充します！

別添 1



開始時期

令和7年度～(入学生・在学生)

※令和6年度以前から在学している方も対象となります。

支援対象

子ども3人以上の世帯

減額支援

授業料70万・入学金26万

(私立大学4年制の場合70万円×4年+26万円が減額支援)

※令和7年度からの多子世帯への支援は、授業料等の減額支援のみです。現金支給ではなく、各学校の授業料等が減額されます。

申込手続

令和7年度入学後各学校で

所得制限

所得制限なし

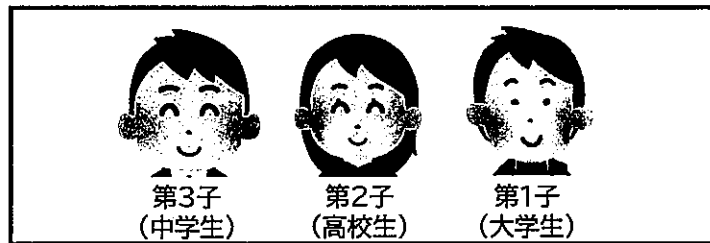
学業要件

学修意欲があれば採用

進学後に満たすべき要件は



◆ 子ども3人以上の世帯が対象

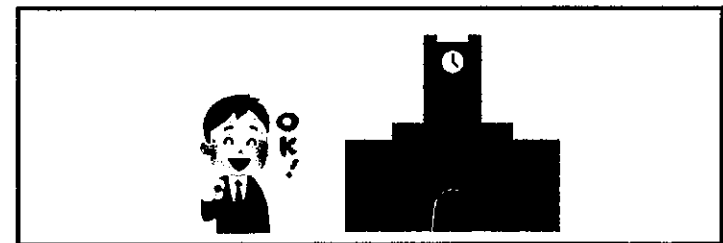


- 3人同時に扶養(親族から経済的援助を受けること)されている間は、第1子から支援対象となります。
- 第1子が就職を機に経済的に自立するなど扶養から外れた場合は支援対象外となります。

R7年度改正のよくある質問は



◆ 要件を満たした大学・短大・高専・専門学校が対象



- 一定の要件を満たした学校(大学・短期大学・高等専門学校(4・5年)・専門学校)が対象となります。
- 対象外の学校に入学した場合は支援を受けることができません。

支援の対象となる学校は



# 多子世帯の支援(子供3人を扶養している間の支援)のイメージ【概要】

支援対象 = 扶養する子供が3人以上 かつ 大学等に通っている 場合

	第1子が大学進学	第2子が大学進学	第1子卒業後	
			大学院進学	就職
卒業後				
大学生	支援対象 	支援対象  支援対象 	支援対象 	支援対象外 
高校生以下	 			

○は扶養されている者

第1子が扶養から外れた場合、  
第2・第3子は支援対象外に  
※現行制度における世帯年収に応じた  
支援は受けられる可能性があります。